

地域グリーンニューディール基金
(海岸漂着物地域対策推進事業) の執行状況

平成 23 年 3 月

目 次

1. 地域グリーンニューディール基金の執行状況.....	1
1) 地域グリーンニューディール基金事業の概要.....	1
2) 基金充当額.....	2
3) これまでの進捗状況と平成 22 年度の事業予定.....	3
4) 事業実施上の課題（財政上の措置に関する要望を含む）.....	4
5) 国からの財政措置に係る関係者からの改善点の提案.....	7
6) 事業による海岸漂着物の回収・処理量（16 県(H21)・19 県(H22)）.....	8

1. 地域グリーンニューディール基金の執行状況

1) 地域グリーンニューディール基金事業の概要

環境省は平成 21 年度より「地域グリーンニューディール基金（地域環境保全対策費等補助金）事業（地域 GND 基金事業）」を実施してきた。その趣旨は以下に示すとおりである。

「地域グリーンニューディール基金（地域環境保全対策費等補助金）事業」

地域環境保全対策費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（以下「補助金」という。）を都道府県又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「都道府県等」という。）に交付して基金を造成し、この基金を活用することにより、地域の実情に応じて、地球温暖化問題等の喫緊の環境問題を解決するために必要な事業（以下「基金事業」という。）を実施し、当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会の構築につなげることを目的とする。

基金事業は、補助金により都道府県等において造成された基金を活用して都道府県等が行う事業である。

海岸漂着物に関しては、「海岸漂着物地域対策推進事業」として補助の対象を以下のように示している。

「海岸漂着物地域対策推進事業」

海岸漂着物の集積が著しく、海岸における良好な景観及び環境の保全に深刻な影響を及ぼしている地域等、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域において、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための地域計画の策定に関する事業、地域計画に盛り込まれる、又は今後盛り込まれることが想定される海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制対策等に関する事業に対して補助金が交付される。

対象事業の内容は、次のように定められている。

《海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制対策等に関する事業》

- ① 都道府県が自ら実施する事業であって、都道府県、市町村、地域の関係者等により構成される協議会の運営、地域計画の策定及び地域計画の策定に必要な調査等、海岸漂着物等の対策の推進を図るための事業。
- ② 都道府県が自ら、若しくは市町村への補助により実施する事業であって、海岸管理者等として実施する海岸漂着物等の回収・処理に関する事業（民間団体等と協力・連携して実施する事業を含む。）、海岸漂着物等の回収・処理に係る調査研究。
- ③ 都道府県が自ら、若しくは市町村への補助により実施する事業であって、海岸漂着物等の発生の抑制に係る普及・啓発、海岸漂着物等の発生原因・抑制等に係る調査、発生抑制のための関係者間の連携・交流等、海岸漂着物等の発生抑制対策に関する事業。

2) 基金充当額

平成 21～23 年度の基金充当額は、図 2-1 に示すとおりである。

- 3 年間の充当総額は 59 億 7,739 万円であり、平成 21 年度の執行済額は 2 億 2,756 万円 (3.8%)、平成 22 年度の執行予定額は 29 億 6,676 万円 (49.6%)、平成 23 年度の執行予定額は 27 億 8,307 万円 (46.6%) となっている。
- 3 年間の充当総額における各事業の構成比は、回収・処理分が総額 50 億 643 万円で、全体の 83.8% を占め、地域計画分は 5 億 3,936 万円で 9.0%、発生抑制対策分は 3 億 4,965 万円で 5.8% となっている。

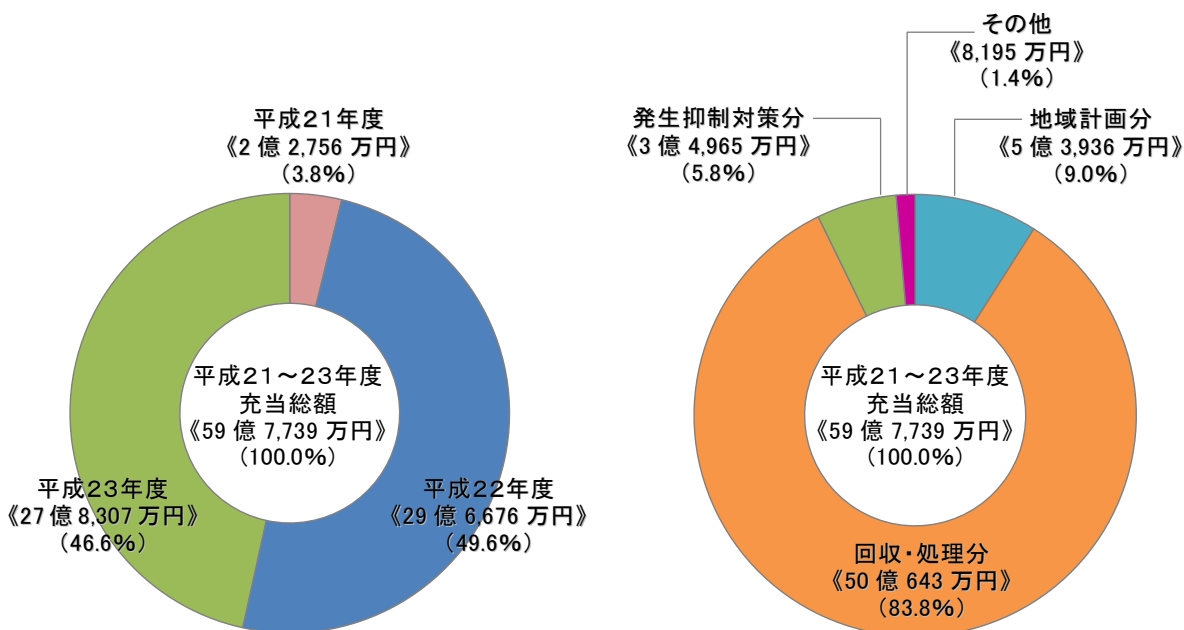


図 2-1 平成 21～23 年度の充当額の状況

3) これまでの進捗状況と平成 22 年度の事業予定

平成 21 年度に実施した海岸漂着物地域対策推進事業状況は、図 3-1 に示すとおりである。

- ▶ 執行済の総額 2 億 2,756 万円のうち、地域計画策定分は 29 道府県で 6,738 万円 (29.6%)、回収・処理分は 34 都道府県で 1 億 5,442 万円 (67.9%)、発生抑制対策分は 16 県で 576 万円 (2.5%) となっている。

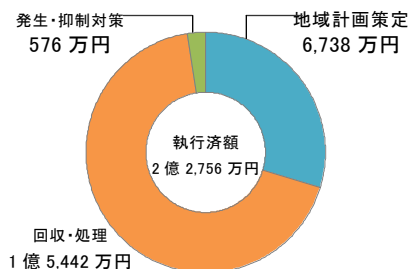
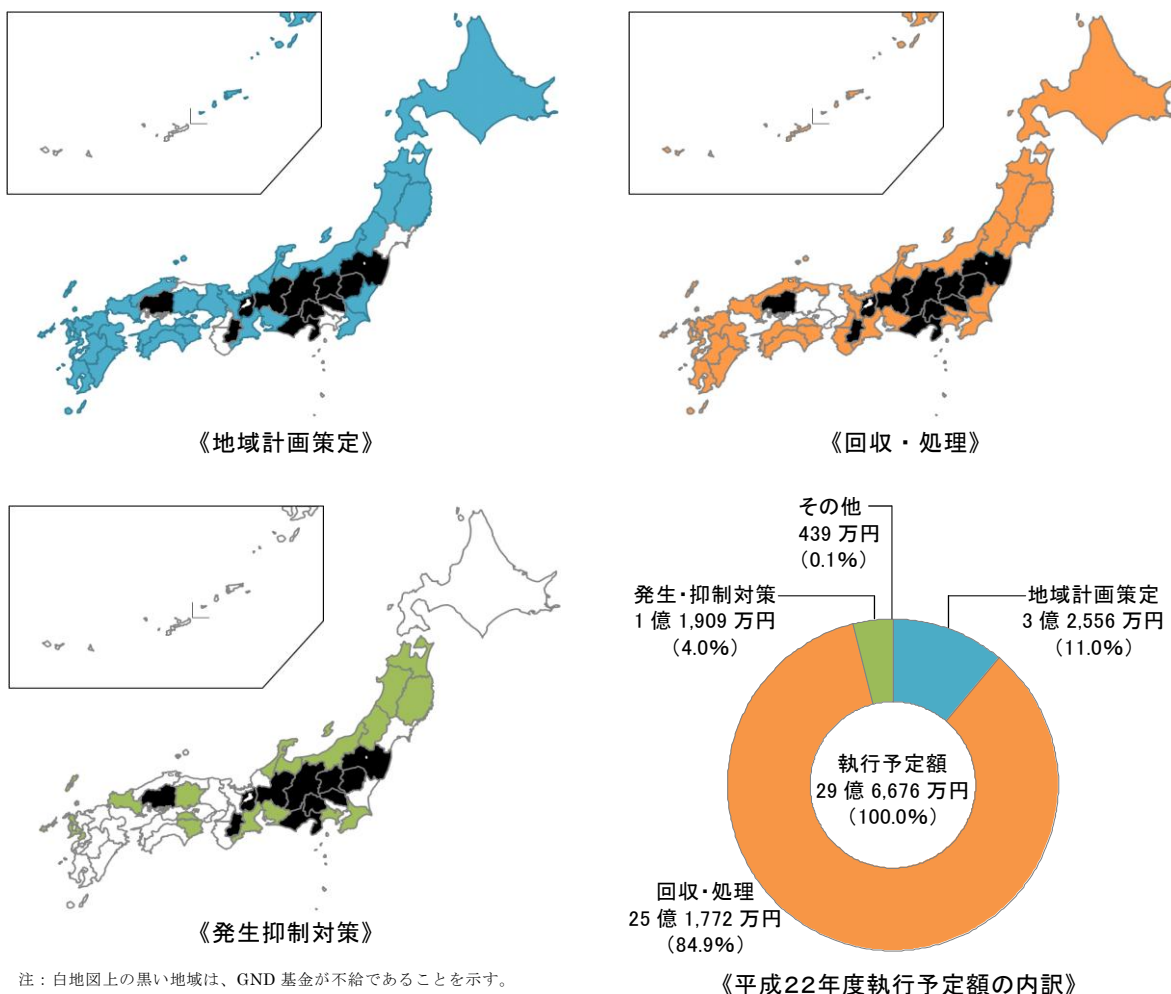


図 3-1 平成 21 年度の執行済額の内訳

平成 22 年度に実施予定の海岸漂着物地域対策推進事業は、図 3-2 に示すとおりである。

- ▶ 執行予定額の総額 29 億 6,676 万円のうち、地域計画策定分は 29 道府県で 3 億 2,556 万円 (11.0%)、回収・処理分は 34 都道府県で 25 億 1,772 万円 (84.9%)、発生抑制対策分は 16 県で 1 億 9,09 万円 (4.0%) となっている。



《平成22年度執行予定額の内訳》

図 3-2 平成 22 年度の事業予定

4) 事業実施上の課題（財政上の措置に関する要望を含む）

平成 21 年 11 月に実施された第 2 回海岸漂着物対策専門家会議では、「海岸漂着物対策の課題と法律等による措置」が示されている。

本資料では表 4-1 に示す事項を事業の課題として整理している。

表 4-1 海岸漂着物対策の課題（第 2 回海岸漂着物対策専門家会議）

項 目	課 題
海岸漂着物等の処理	○予算面も含めた、海岸漂着物の処理に係る体制。 ○離島等の処理困難な地域（不十分な処理施設の整備、アクセス困難による回収難）。
発生抑制	○発生源について未解明。 →効果的な対策を講ずるため発生原因や発生状況の実態把握が必要。 ○海岸漂着物が山・川・海の水の流れを通じて海域に流入。 ①発生抑制については個々の国民が自覚を高め、モラル向上を図ることが必要。 ②陸域で発生し河川を経由して流入するごみへの対策。 ③生活系ごみが多く含まれるとの指摘。事業者によるごみも散見。 ○漂流中のごみの回収は漂着物の発生抑制に資するとの一面も。
外国由来のごみ	○地域差はあるが、外国由来の海岸漂着物が相当程度存在する。 ○一方で、我が国から周辺国の海岸へ漂着するものもある。
対策の推進体制	○多くの関係者がそれぞれの立場で努力しているが、それでもなお処理できない質及び量の海岸漂着物が継続して押し寄せ。また、地域によって発生実態、被害状況、取組意欲に違いも。 ①処理・発生抑制を施策の両輪とし、計画的に継続して取り組むことが必要。 ②多様な主体が連携して取り組む場の必要性。 ③民間団体等が地域におけるコーディネータとして重要な役割。 ○行政における海岸漂着物対策の推進体制。

今回行った地域 GND 基金運用後に実施された都道府県へのアンケートでは表 4-2 及び図 4-1 に示す課題が示された。本表では、自由記述である回答を表 4-1 の項目に沿って分類・整理して示した。

- 海岸漂着物の処理に関しては、全ての自治体が共通して、平成 21～23 年度の地域 GND 基金事業終了後の財政措置を課題として提示している（表 4-2 参照）。また、海岸漂着物の処理主体の明確化が求められている。
- 発生抑制に関しては、発生源解明のための調査や漂着メカニズムの解明が課題となっているほか、国民各自のモラル向上に資する国の施策・啓発の必要性、河川上流及び河口部における対策の明確化が求められている。さらに漂着ごみだけでなく、漂流ごみや海底ごみに対する対策も課題として提示されている。
- 外国由来のごみに関しては、海外からの漂着状況調査の必要性が挙げられたほか、関係国に対する対策推進や医療廃棄物・廃ポリタンク等の適正処理の要請、関係国との情報交換が必要とされている。
- 対策の推進体制に関しては、船舶等を用いた漂着前の漂流ごみの回収の実施、回収の更なる効率化及び事務負担等の軽減の検討が提示されているほか、回収・処理活動に必要不可欠な多様な主体の連携では、事業費に関する懸念とともに、ボランティア等への支援などを含めた弾力的な財政措置が求められている。
- その他に関しては、国からの情報提供・関係者間の情報交換の必要性、先進的な取組事例の紹介等の要望、重点区域に指定する際の数値的指針、目安の必要性が求められている。

表 4-2 都道府県が提示した海岸漂着物対策の課題

項 目		都道府県が提示した課題	
海岸漂着物等の処理	予算面	○平成 21～23 年度の地域 GND 基金事業終了後の財政措置。 ○地域 GND 基金充当は、海岸管理者からの委託実施しか認められず、県レベルでは活用しづらい。 ○ボランティアへの支援などを含めた弾力的な運用。	
	処理体制	○処理主体について、法制度の中で明確化。	
	処理困難	○漂流・漂着ごみに係る補助事業の採択基準の緩和。 ・災害等廃棄物処理事業費補助金（環境省）。 ・災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業費（国交省）。 ○回収困難箇所での回収作業方法、塩分を含む漂着ごみの処理方法等の技術面の支援。	
発生抑制	発生源未解明	○海外からの漂着状況調査。 ○都道府県から他都道府県への漂着状況調査。 ○河川ごみからの漂着状況。 ○漂着メカニズムの解明等のための全国的なモニタリングの継続的実施。	
	モラル向上	○国民的な取組となるような施策。 ○漂着ごみ問題に関する国の啓発。	
	陸域ごみ対策	○河口部の漂着ごみを海岸漂着物として除去対象物とすべき。 ○河川上流の内陸県における対策手法等の明確化。	
	生活系・事業系ごみ	－	
	漂流ごみ	○海岸漂着物処理推進法における対象を漂着物だけでなく漂流物も対象化。 ○漂流ごみ、海底ごみを対象とした効果的な対策。	
外国由来のごみ	外国由来	○海外からの漂着状況調査。 ○関係国に対する対策推進の要請。 ○近隣諸国に対する医療廃棄物や廃ポリタンク等の適正処理の要請や情報交換。	
	我が国から周辺国へ流出	－	
対策の推進体制	処理不能な質・量	○漂着ごみが特に多い海岸における船舶やその他の手法による漂流ごみの回収の実施、回収の更なる効率化、事務負担等の軽減を調査検討。	
	地域による違い	計画的に継続	○財源が明確化されないと具体的な計画を作成することは困難。
		多様な主体の連携	○民間との協働は、事業費増となるため取り組み難しい。 ○海岸管理者等の委託事務やボランティア等との調整事務等の簡素化、ボランティアの作業負担の軽減対策。
	民間団体等がコーディネータ	－	
行政における推進体制	○海岸管理者の責務の具体的方向性の提示及びそれに見合う財政措置。		
その他	○情報提供・交換等。 ○先進的な取組事例の紹介等、関係機関への支援。 ○重点区域に指定する際の数値的指針、目安の提示。		

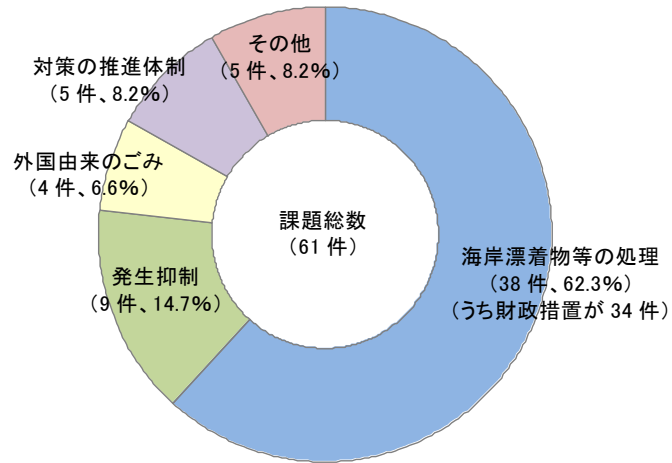


図 4-1 都道府県が示した海岸漂着物対策の課題の分類

5) 国からの財政措置に係る関係者からの改善点の提案

国からの財政措置に係る関係者からの改善点を、都道府県へのアンケートから整理して表 5-1 に示した。

- ▶ NPO 法人やボランティア団体等との協働・連携に係る支援の充実、地域 GND 基金の交付範囲の明確化、上流地域における湖沼等の清掃活動に係る財政支援、補助要件の緩和、漂流ごみの処理費用に対する補助制度の創設など、地域の実情に応じた改善点が提案されている。

表 5-1 国の財政措置に係る改善点の提案

改善点の提案	キーワード
<ul style="list-style-type: none"> ◆地域 GND 基金の交付範囲を至急明確にすべき。(民地・海岸保全区域・一般公共海岸・他の法令の規定により管理を行う区域) ◆台風等の災害時で緊急性を要する状況に対し、市町村等が即時に対応が可能となる基金の運用等の支援策を行うべき。 ◆財政上の措置は、地域の実態に即した事業内容や対象経費を制度化すべき。 ◆発生源が不明な海岸漂着物については、任意の関係機関の連携・役割分担による処理や発生抑制対策だけでは限界があることから、その費用の負担のあり方については、さらに法制度の中で明確化すべき。 ◆本県での海岸漂着物の回収・処理は、適切な役割分担のもと、地元市町村やボランティアと連携・協力し実施していることから、県(海岸管理者)が海岸漂着物の回収・処理を主体的に行う市町村に対して、GND 基金を活用した補助が実施できるよう、GND 基金の制度を改正すべき。 ◆河川等流れ込む流木や、葦、藻等の自然物(草木類:非魚類)の処理費用について、GND 基金事業の対象となるように補助対象を緩和すべき。 	GND 基金の交付範囲
<ul style="list-style-type: none"> ◆NPO 法人やボランティア団体等との協働・連携が不可欠であることから、これらの団体等の活動支援の充実を図るべき。 ◆法律に規定する海岸漂着物対策全般を対象とした財政支援措置を早期創設すべき。特に民間団体が行う回収処理、発生抑制の活動に対する財政支援措置を行うべき。 	民間団体支援
<ul style="list-style-type: none"> ◆当法律では、発生抑制対策についても定めていることから、上流地域における湖沼等の清掃活動についても、国としての財政支援を行うべき。 	発生抑制
<ul style="list-style-type: none"> ◆漂着ごみの処理に係る国庫補助制度について、補助要件を緩和するとともに、補助率を拡大すべき。 	処理の補助制度
<ul style="list-style-type: none"> ◆漂流物及び海底ごみへの財政措置を行うべき。 ◆漂流ごみの処理費用に対する補助制度を創設すべき。 <ul style="list-style-type: none"> ①水難救護法における漂流物(≒漂流ごみ)の市町村処理費用への助成を行うべき。 ②関係機関が市町村へ引き渡す漂流物について、漂流物の内容物等の特定及び評価を行って引き渡すべき。 ③市町村が実施する漂流ごみの回収処理費用へ財政支援(漂着ごみの発生抑制)すべき。 ◆海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 41 条の 2 により、県・市町村防除措置等の要請を行う場合に助成を行うべき。(漂流物のほとんどは、所有者が不明であり、同法第 41 条の 3 による管理者等への費用負担請求は難しい) 	漂流・海底ごみ

6) 事業による海岸漂着物の回収・処理量 (16 県 (H21)・19 県 (H22))

(1) 年度別の海岸漂着物回収量 (平成 22 年 9 月末時点)

平成 21～22 年度 (9 月末時点) の海岸漂着物の回収量は、図 6-1 に示すとおりである。

- 回収量 (t) は、平成 21 年度が 3,203 t、平成 22 年度(9 月末時点)が 6,202 t であった。

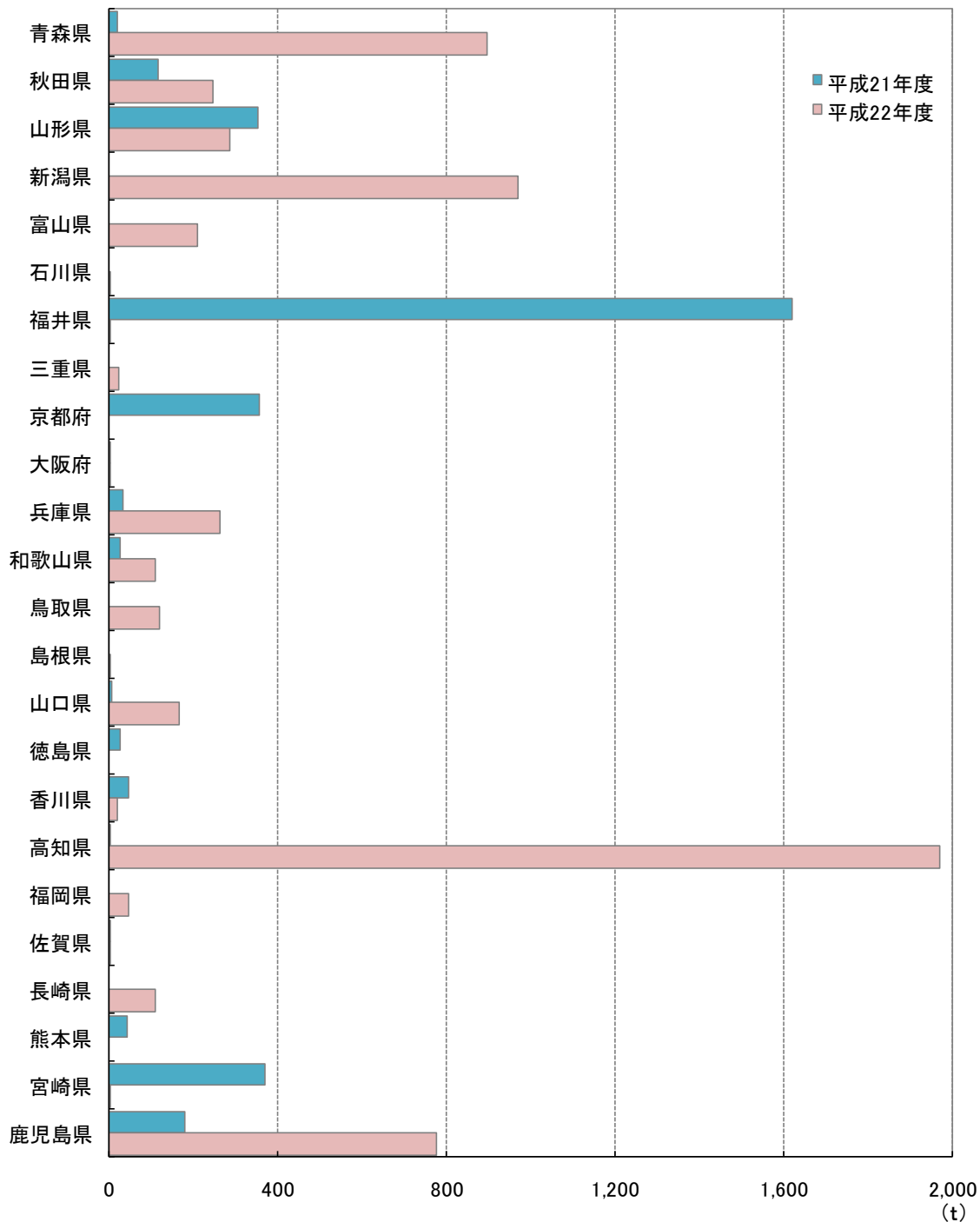


図 6-1 年度別の海岸漂着物回収量

※福井県及び高知県においては、台風及び豪雨災害等によって海岸への大量漂着が発生した地域を含む地域で回収・処理事業を行ったため、回収量の値が大きくなっている。

(2) 回収物の内訳

平成 21～22 年度の回収物の内訳は、図 6-2 に示すとおりである。

- ▶ 平成 21～22 年度を通じて、もっとも回収個数が多かった漂着物は、流木・木材であり、このうちの大半が流木である。

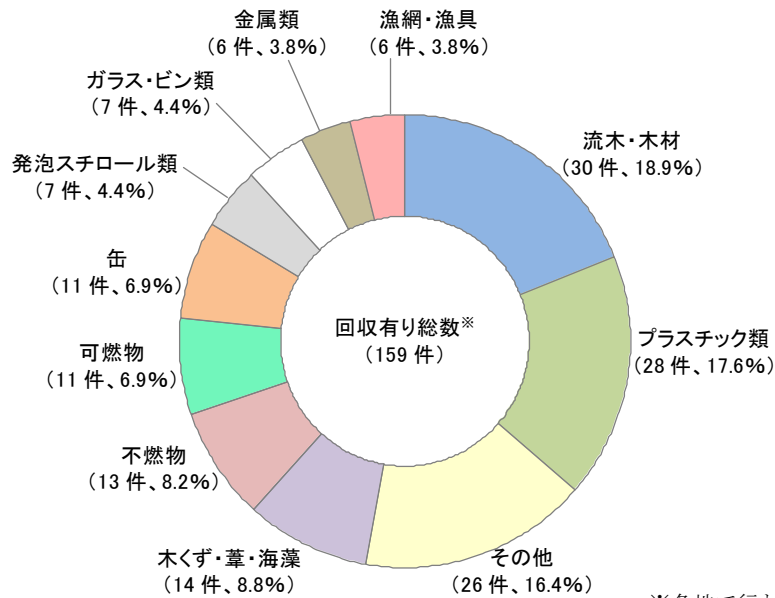


図 6-2 回収物の内訳

(3) 回収理由

平成 21～22 年度の海岸漂着物の回収理由は、図 6-3 に示すとおりである。

- ▶ 最も多かった回収理由は、景観上の配慮であり、385 件に達した。次いで多いのが海水浴場で 296 件、観光地 156 件、環境影響 146 件となっている。

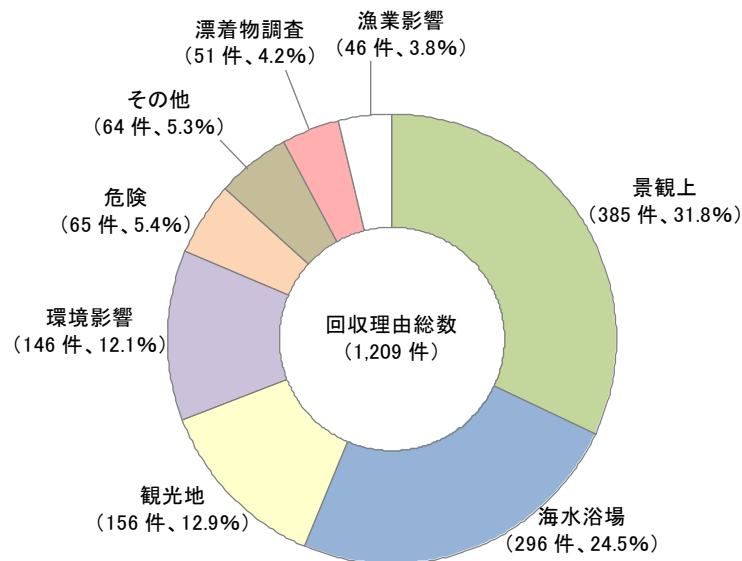


図 6-3 海岸漂着物の回収理由